

内共第27号第五種共同漁業権遊漁規則 (雄物川バージョン角館漁業協同組合)

(目的)

第1条 この規則は、雄勝漁業協同組合、皆瀬川筋漁業協同組合、成瀬川漁業協同組合、雄物川上流漁業協同組合、県南漁業協同組合、横手川漁業協同組合、仙北漁業協同組合、仙北中央漁業協同組合、角館漁業協同組合、仙北西部漁業協同組合、岩見川漁業協同組合が免許を受けた内共第27号第五種共同漁業権に係わる漁場(以下「漁場」という。)の区域において、当該組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっているさくらますの採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内に於いて遊漁しようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。
2 前項の規定による申請は、遊漁承認申請書を提出してしなければならない。
3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 遊漁に係る漁具、漁法は手釣り、竿釣りに限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
さくらます	4月1日から8月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
角館漁協管理範囲	夏瀬ダムから下流広久内頭首工堤体中央から下流 30mまでの間	1/1~12/31
	各堰堤堤体中央から上下 30m(但し、鶺ノ崎堰堤を除く。)	1/1~12/31
	旧大野関堰堤跡中央から上下 30m	
	漁場区域内各沢	1/1~12/31

◎注意 他の漁協の規制区域については、当該漁協に確認して下さい。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全 長
さくらます	15cm 以下

(遊漁料の額及び漁業権管理費の負担)

第7条 遊漁料の額は、次の通りとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生の生徒又は肢体不自由者の時は無料とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁法	1日	1年
さくらます	手釣り・竿釣り	3,500円	15,000円

2 第1項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

(1)組合事務所

(2)その他組合が指定する遊漁券取扱所(別紙記載のとおり。)

ただし、手釣り及び竿釣りによる遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場区域内の川底を攪乱してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、または以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻はしないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第12条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス及びブルーギル)は再放流(リリース)してはならない。

附 則

この規則は、平成26年1月1日より施行する。

この規則は、平成27年4月1日より施行する。